

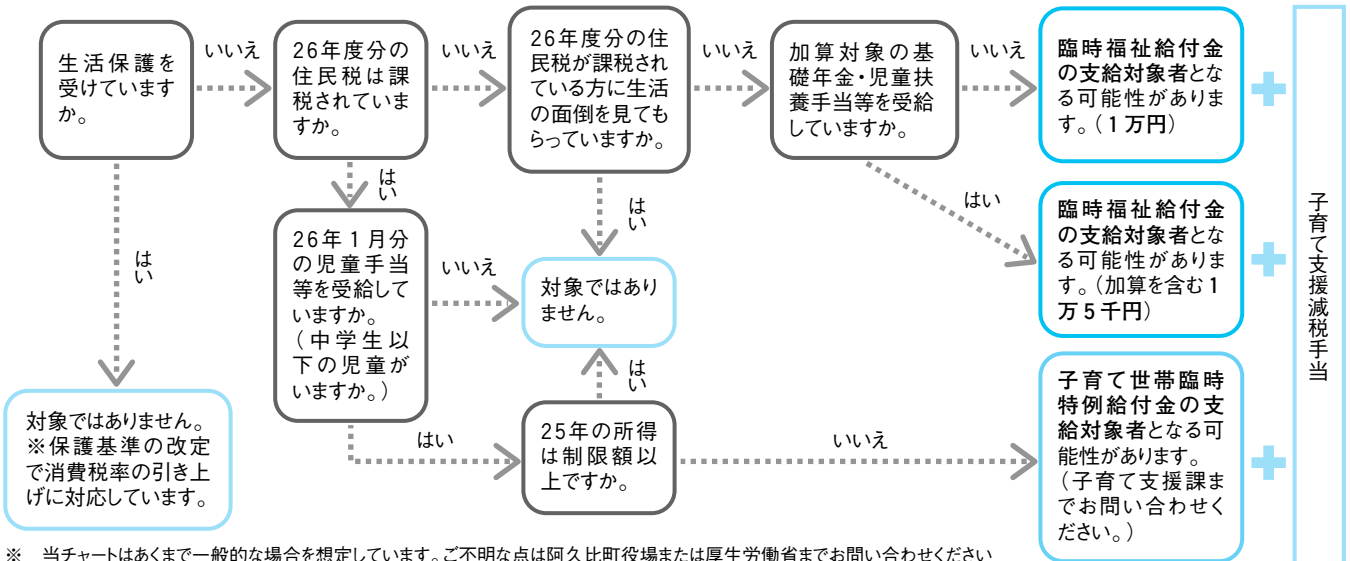


臨時福祉給付金のお知らせ



阿久比町での受給対象者診断チャート

基準日は平成26年1月1日になります。



※ 当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は阿久比町役場または厚生労働省までお問い合わせください

臨時福祉給付金 支給要件

● 支給対象者

(原則として以下の要件を満たす必要があります)

- ・平成26年1月1日時点で阿久比町にお住まいの方 (住民票がある方)
- ・平成26年度分の住民税が課税されていない方
※ただし、課税されている方に生活の面倒を見てもらっている方は除きます。
- ・生活保護を受けていない方

● 支給額

- ・1人につき 10,000円
- ・右記の《加算対象者》は1人につき 5,000円を加算 (対象者の詳細についてはお問い合わせください)

● 加算対象者 (①を除き、平成26年1月分の手当などを受給されている方)

- ① 老齢基礎年金受給者、障害基礎年金、遺族基礎年金
(平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方)
- ② 児童扶養手当
- ③ 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当
- ④ 福祉手当
- ⑤ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による医療特別手当
- ⑥ 毒ガス障害者救済対策事業の実施による特別手当
- ⑦ ガス障害者に対する特別手当等支給要綱による特別手当
- ⑧ 予防接種法の規定による健康被害救済金
- ⑨ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法の規定による健康被害救済金
- ⑩ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の規定による副作用救済給付金

申請方法

- **申請先** 阿久比町役場 住民福祉課社会福祉係窓口
- **申請期間** 7月1日(火)～11月4日(火・消印有効)の午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日を除く。)
- **申請方法** 窓口提出または郵送
- **提出書類** 必要事項を記入し、押印した申請書
本人確認書類→住民基本台帳カード、運転免許証、旅券などの写しなど
指定した口座が確認できる書類→金融機関、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳やキャッシュカードの写し
加算関係確認書類→年金額改定通知書の写しなど(通知書が送付されない方は証書の写しが必要です。)
- **注意事項** 原則として申請期間外の申請、平成26年1月1日時点で阿久比町に住民票のない方の申請は受け付けられませんのでご注意ください

問い合わせ先

● 申請方法などに関するお問い合わせ

阿久比町役場 住民福祉課社会福祉係
〒470-2292 阿久比町大字卯坂殿越50番地
☎(48)1111 (内306・346)

● 制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 給付金専用ダイヤル :0570(037)192

